

2013年 8月1日  
No 1342号  
働くルールの確立で  
人間性の回復を

# 明治乳業争議団 ニュース

発行先 明治乳業争議団  
〒272-0015  
千葉県市川市鬼高2-6-2  
☎・Fax 047-332-5698  
E-mail mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp  
HP 明治乳業争議団 ⇒ 検索

## 「このままでは終わられない！ 中労委に再審査申立て」 満身の怒り込め「超不当命令」に抗議



申立人らは、① 旺盛な組合活動の立証、② 集団間格

### 判断手法を後退させ 労働者救済の使命を完全に放棄

去る7月9日、都労委は明治乳業全国事件（9事業所32名）に対し、蓄積された判断手法を根底から覆す、棄却・却下の超不当命令を交付。しかも、前担当公益委員が退任の前に「私が命令を書く」と言い、急きよ結審した事件なのに、その後、荒木公益委員（会長）のもとで1年7ヶ月も要する異常な状況での命令交付。争議団と支援共闘会議は、命令交付日の5時間余に及ぶ抗議など、二つの角度から不当命令にいたる背景を厳しく追及。同時に、超不当命令の全面的な見直しを求め中労委に再審査申立を行い、全面的な見直しを切り拓く決意を新たに奮闘しています。

差（年収平均で100万円・最大220万円）の立証、③ 不当労働行為意思を多くの会社秘密資料で立証など、救済の判断要件を確実に立証したのである。しかし命令は、① 格差の判断に必要な資料提出を拒否した会社を「やむを得ない」と免罪し、資料がないから「集团的考察はできない」として、申立人ら立証の大幅な格差を無視。② 会社の不当労働行為意思を示す秘密資料は、「入手経路が必ずしも明らかでないノートやメモ」として、東京高裁が認定した資料をも黙殺。③ インフォーマル組織を「自主的な組織」として会社の支配介入を否定。④ 労働



第568回二木会講演会（平成22年9月9日）2009年6月24日 20:16 【二木会・報告】

中山悠 学への寄付講座に旧明治乳業（株）明治の中山悠元社長（例：平成10年6月〜平成20年5月に475百万円）からの寄付など、東京大学を含む荒木教授と（株）明治を含む中山悠元社長の利害関係は二重に明白です。この事実を知っていたならば「公平な命令は期待できない」として、荒木公益委員への忌避権を行使したのです。いま、「なぜ、結審後1年7ヶ月も要したのか」という疑惑が深まっています。争議団と支援共闘会議は、「命令内容に関わる重大疑惑」とし、荒木会長（都労委）に厳しく説明責任を求める行動を強めています。

### 荒木公益委員と（株）明治の利害関係など 一年七ヶ月の疑惑が急浮上

者同士の「労対決」と描くことで、不当労働行為事件としての判断を放棄。この判断手法では、不当労働行為事件の救済はあり得ません。まさに、労働委員会の自殺行為です。

# 東京大学に疑惑解明を求め抗議・申し入れ行動



東大正門 宣伝・要請参加者

7月29日、都労委「超不当命令」への疑惑が深まるなか、荒木公益委員が在籍する東京大学への抗議・申し入れ行動を、雨天のなか39名の参加者で怒りを込め実施しました。午前11時、6名の申し入れ代表団を東大構内に送り込み、残り30名余で鉄門前での宣伝行動を、申し入れ代表団が戻るまでの1時間余実施しました。申し入れは、荒木教授への抗議と「疑惑解明への説明責任」を求める書面を、法学部の柳沢事務長に手渡して趣旨を説

明。また、濱田純一総長宛の「要請及び質問書」は、東京大学本部のロビーで応対した職員2名に、趣旨を説明し総長に正確に伝えることを要請。特に、荒木教授の「疑惑を残したままでの渡米（8月予定）は絶対に許されない」とを厳しく伝え、8月15日までの回答を書面で申し入れました。悪天候のなか参加された支援者に、感謝、感謝です。争議団と支援共闘会議は、深まる疑惑を徹底的に追及し、疑惑の震源地である（株）明治の異常企業体質の告発と併せ、争議解決への突破口を切り拓く決意で頑張りま



要請内容報告

## 超不当命令に屈せず 全国各地で報告集会

### 埼玉報告集会

7月26日戸田支援する会は、弁護団金井弁護士を招いて、不当労働行為の判断構造を覆す問題を明らかにした報告集会が開かれました。参加者は、勝利を確信していたこんな命令になって非常に残念だ。申立人等は、この命令は疑惑に満ちている白旗を上げる訳にはいかない。疑惑解明と中労委再審査の場で解決をと新たな決意を、参加者と共に固めました。集会には20団体35名が参加しました。

### 千葉報告集会

7月30日千葉支援共闘会議も、守川弁護士から命令の問題点を整理分析した報告。千葉労連松本議長から、荒木都労委会長と元明乳社長中山悠氏と同窓生の疑惑、東大に寄付講座名目で4億7千万円余の関係から命令書への疑惑の繋がりを解明しました。JAL原告団、昭和ゴム労



千葉報告 合唱団の皆さん

### 夏季カンパのお願い

物販へのお買い上げ、その都度お願いさせていただいております。この度、全国事件が「超不当命令」を受け、中労委へ(7/22)再審査申立てを起さざるを得なくなりました。勝手ながら、闘いを支えて頂けますよう、夏季カンパへのご協力を改めて、お願い申し上げます。



# 明治乳業「全国事件」への不当命令は 労働委員会存立の原点を投げ捨てた

# 自殺行為

都労委

## この判断構造は……?

### 命令交付後

### 5時間の抗議

「棄却だ！」  
一瞬、静寂が走りまわりました。  
7月9日午前二時。都労委職員が形式的に労使双方に「命令書」を手渡して去った直後でした。その後、場内は騒然と……。必ず争議解決に役立つ命令をと期待して集まった支援者から「何故だ」「なぜだ」の声が飛び交います。弁護団による最初の説明、第一声は



会社が、労働組合に介入して転覆をはかった一級品の証拠類を「出所が分からない」「ただのメモ……」として採用せず、逆に会社が提出した「仕事上のミス」などについては、「ミスの存在自体は争いのない事実」などとするひどいものでした。申立人と支援者らは「この命令は許せない」と怒り心頭。支



「労働委員会の態を成していない」でした。不当労働行為を認定する要件をことごとく投げ捨てた「超の字」が付く不当命令の内容が何点かにわたって報告されました。

援共闘会議は、直ちに都労委事務局に抗議し、事務局長と荒木会長の説明を求めました。要請に応じない事務局の態度に一時、座り込んでの抗議となり「会長出てこい」など激しい声も飛び交いました。その後、約5時間にわたって事務局担当者とのやり取りが続き、改めて後日、回答を求めることが約束されました。

その夜、都内で開かれた「報告集会」でも怒りは消えませんでした。それは、司会者・久保（東京地評）さんのマイクにはじまり、全農協労連・国分さんの閉会の挨拶まで続きました。  
「これでは働く者が救われぬ」（全労連・斉藤さん）、「労働民主化の闘いが必要」（東京地評・井手口さん）、「理不尽、このままでは終われない」（戸田支援の会・横田さん）、「きわめて政治的な命令」（江東区労連・川村さん）……など、多くの方々による激励の挨拶は「激怒」の挨拶の様相となっていました。  
争議団を代表して小関団長は「このままでは人生終われない。どう生き方をするのを含め、今後の闘いを急いで確立したい」と決意表明し、駆けつけた110名余の参加者から激励を受けました。

## 明治乳業の不当労働行為は 誰もが否定できない事実 ——一日も早く解決せよ——

不当命令の翌日10日、治が半世紀にもわたって明治以前では「座り込み」がおこなわれ90名が参加。決して屈しないことを明治側に示しました。  
都労委命令は不当極まりないものであり、これを正す法的手段は当然の事ながら追及しなければなりません。しかし一方では、明

動は会社の人事権（福岡）した事実。「本人が休日家でいたのに、その日、会社で仕事のミスをしたなどというねつ造報告書」（大阪）などリアルな事実が報告され、どこに命令の公正性があるのかと訴えられました。弁護団からは「市川



不当命令翌日明治HDへ闘う意志表示

くは、参加者からリレートークで、明治の権利侵害の実態が語られました。全国の申立人からは「全国から転勤可能な職制を異動し、数で組合支部選挙を支配し、転覆（職制の異

## 結審から命令までの 1年7ヶ月は何であったのか

一昨年11月末日、この事件を担当してきた和田公益委員の退任にともない、任期最後の日に結審しました。命令作業は同委員でなされることを受け、申立人側は残る尋問を取り止めての結審でした。  
その後、「年度内には……」など、いくつかの節目には命令が出るのではと期待してきました。ところが延々と延びて1年7カ月の歳月が流れたのです。都労委は、この遅れを「大きな事件であり、多くの証拠を精査している」などと云ってきました。  
ところが、手にした命令書は全てを「却下、棄却」。この命令を書くのに、こんなに長い時間が必要であったのかと疑問の声が上がっています。  
その後、当事件を引き継いだ荒木会長（東大法学部教授）による内容の変質などが命令に影響を及ぼしたのではないか。また同会長と明治との利害関係が浮上するなど、疑惑が深まっています。さらに、この事件に長く関わり争議団・申立人と調査課長が命令交付直後に自ら退職するなど、来事です。



東大法学科事務長への申し入れ